

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において販売員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え、普通自動車を運転して帰宅する途中、信号待ちのために停車中、後続の普通自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し、「頸椎捻挫」と診断され、以後、E病院、F医院等で療養の結果、同年〇月〇日治癒（症状固定）とされた。なお、この間の療養に係る費用は、本件事故の相手方が加入する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から支払われた。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に当たるものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に当たる障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、G医師作成の平成○年○月○日付け自賠責保険後遺障害診断書、同医師作成の平成○年○月○日付け障害給付支給請求書裏面の診断書、請求人の申立て等から、「頸部、腰部、肩部、両上肢及び両下肢の神経症状」であると認められる。
- (2) 当審査会において、改めてG医師作成の上記2通の診断書及び同医師作成の平成○年○月○日付け症状所見書、H医師作成の平成○年○月○日付け障害給付支給請求書裏面の診断書及び同医師作成の平成○年○月○日付け症状所見書並びにI医師作成の平成○年○月○日付け症状所見書を含む一件記録を精査したが、当審査会としても、請求人に残存する障害は頸部、腰部及び四肢の神経症状であり、その程度はそれぞれ障害等級第14級に当たるものと判断する。
- (3) 請求人は、同人に残存する症状は他覚的に証明され、それぞれ障害等級第12級に当たるものと主張するが、決定書理由に説示のとおり、請求人には、頸椎MR I画像にて脊髄の異常信号はなく、腰椎MR I画像においても著明な神経圧排は認められず、神経学的検査においてもジャクソンテスト(一)、スパーリングテスト(一)、頸部神経根伸展テスト(一)、上肢の知覚障害なし、下肢腱反射は正常、クロヌス(一)、ラセーグ(一)であることから、他覚的所見はなく、請求人の主張は採用できない。

請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するものはいだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に  
応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は  
ない。

よって主文のとおり裁決する。